

鹿 児 島 県 公 報

令 和 7 年 3 月 11 日 (火) 第 598 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

- 出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例 (※)
(人事課取扱い) 1
- 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 (※) (市町村課取扱い) 2
- かごしま応援寄附金基金条例の一部を改正する条例 (※) (財政課取扱い) 2
- 鹿児島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例 (※) (税務課取扱い) 3
- へき地勤務医師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (※)
(医師・看護人材課取扱い) 3
- 鹿児島県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (※)
(社会福祉課取扱い) 3
- 鹿児島県安心子ども基金条例の一部を改正する条例 (※) (子育て支援課取扱い) 4
- 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金条例の一部を改正する条例
(※) (中小企業支援課取扱い) 4
- かごしま食と農の県民条例の一部を改正する条例 (※) (農政課取扱い) 5

条 例

出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月11日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第1号

出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例(昭和31年鹿児島県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条」を「第53条」に、「第4条第2号」を「第5条第2号」に、「第6条第1項」を「第5条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 2 号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年鹿児島県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 1 の項から 3 の項までを削り、 4 の項を 1 の項とし、 5 の項を 2 の項とし、 6 の項及び 7 の項を削り、 8 の項を 3 の項とし、 9 の項を 4 の項とし、 10 の項を 5 の項とし、 11 の項を削り、 12 の項を 6 の項とする。

別表第 2 中 2 及び 3 を削り、 4 を 2 とし、 5 を削る。

別表第 3 中 6 の項を削り、 7 の項を 6 の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

かごしま応援寄附金基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 3 号

かごしま応援寄附金基金条例の一部を改正する条例

かごしま応援寄附金基金条例（平成21年鹿児島県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿児島県ふるさと納税基金条例

第 1 条中「郷土・鹿児島」を「鹿児島」に改め、「寄附されたかごしま応援寄附金」の次に「（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金をいう。以下同じ。）及び企業版ふるさと納税（地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の 3 に規定する寄附をいう。以下同じ。）」を加え、「これ」を「これら」に、「ふるさと鹿児島づくり」を「鹿児島づくり」に、「かごしま応援寄附金基金」を「鹿児島県ふるさと納税基金」に改める。

第 2 条中「かごしま応援寄附金」の次に「及び企業版ふるさと納税」を加え、「知事が」を「一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で」に改める。

第 5 条中「一般会計歳入歳出予算」を「予算」に改める。

第 6 条を次のように改める。

（処分）

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するため知事が必要と認める事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 4 号

鹿児島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

鹿児島県産業廃棄物税条例（平成16年鹿児島県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「(12)」を「(11)」に、「(13)」を「(12)」に改める。

附則第 5 項中「令和 6 年度」を「令和11年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

へき地勤務医師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 5 号

へき地勤務医師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

へき地勤務医師等修学資金貸与条例（昭和49年鹿児島県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項を次のように改める。

3 修学生が、次に掲げる事由により第 1 項第 1 号ウ又は第 2 号イに規定する業務に従事することができないと知事が認める期間があるときは、当該期間（第 1 号に掲げる事由による場合であつて、当該期間が 1 年を超えるときは、1 年）を義務勤務履行期間に加えるものとする。

(1) 学校教育法第97条に規定する大学院の課程における医学の研究

(2) 出産、育児、介護その他やむを得ない事由

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後のへき地勤務医師等修学資金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）第 8 条の規定は、平成21年 4 月 1 日以後に改正後の条例第 4 条第 1 項に規定する修学生となった者について適用する。

.....

鹿児島県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 6 号

鹿児島県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
鹿児島県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島県条例第58号）
の一部を次のように改正する。

第20条に次の 1 項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別
支援計画を作成しなければならない。

第25条第 1 項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第 2 項中「第 2 項」の次に
「及び第 6 項」を加える。

第26条第 1 項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....
鹿児島県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 7 号

鹿児島県安心こども基金条例の一部を改正する条例
鹿児島県安心こども基金条例（平成21年鹿児島県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。
附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和12年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....
鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金条例の一部を改正する条例をここ
に公布する。

令和 7 年 3 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 8 号

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金条例の一部を改正する条例
鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金条例（令和 3 年鹿児島県条例第 7
号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿児島県新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策中小企業応援基金条例

第 1 条中「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の次に「及び物価高騰対応
重点支援地方創生臨時交付金」を、「事由」の次に「並びにエネルギー及び食料品等の価格の

高騰」を加え、「鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金」を「鹿児島県新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策中小企業応援基金」に改める。

第 2 条中「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の次に「及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を加える。

附則第 2 項中「令和 10 年 3 月 31 日」を「令和 12 年 3 月 31 日」に改め、附則に次の 1 項を加える。

- 5 令和 10 年 3 月 31 日までを実施期間とする事業の事業費の精算が完了した時点において、国から交付を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として令和 4 年度に積み立てた基金に残額があるときは、第 6 条の規定にかかわらず、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

かごしま食と農の県民条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 9 号

かごしま食と農の県民条例の一部を改正する条例

かごしま食と農の県民条例（平成 17 年鹿児島県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 17 条」を「第 20 条」に改める。

第 9 条の見出し中「理解促進」を「理解の促進」に改め、同条中「都市と農村の交流の促進、県民への農業に関する情報提供及び学習機会の充実等の推進」を「農畜産物の持続的な供給の重要性」に改め、「理解の促進」の次に「、農業に関する情報提供及び学習の機会の充実等の推進並びに都市と農村の交流の促進」を加える。

第 11 条の見出し中「安定供給」の次に「及び農業資材の確保」を加え、同条中「県民に安全で安心な農畜産物を安定的に供給する」を「我が国の食料供給基地として、食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう。）の確保に資する」に改め、同条第 1 号を削り、同条第 2 号中「から加工」を「、加工」に改め、「まで」を削り、「促進」を「推進」に、「食の安全・安心対策」を「安全で安心な農畜産物の安定的な供給」に改め、同号を同条第 1 号とし、同条に次の 1 号を加える。

- (2) 家畜排せつ物の堆肥化、飼料の生産の拡大その他の地域資源の活用等による農業資材の確保に関する施策

第 13 条を削る。

第 12 条の見出し中「確保・育成」を「の確保及び育成」に改め、同条第 1 号を削り、同条第 2 号中「農業に就業」を「就農」に改め、同号を同条第 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるよう、経営管理能力の向上その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件の整備、家族農業経営の活性化並びに農業経営の法人化の促進に関する施策

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(環境への負荷の低減に関する施策)

第12条 県は、農業生産活動における環境への負荷の低減を図るため、化学肥料及び農薬の低減化の促進、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策の実施に努めるものとする。

- 2 県は、環境への負荷の低減に資する農畜産物の流通及び消費が広く行われるよう、消費者への適切な情報の提供の推進その他必要な施策の実施に努めるものとする。

第20条を第23条とし、第19条を第22条とし、第18条を第21条とし、同条の前に次の1条を加える。

(農村振興に関する施策)

第20条 県は、快適で魅力ある農村地域、中山間地域及び離島地域の振興を図るため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 農村地域、中山間地域及び離島地域の生産基盤と生活環境の整備に関する施策

- (2) 農業及び農村が果たしている多面的機能が発揮されるよう、農業の担い手及びそれ以外の多様な農業者並びに農村との関わりを持つ者による農地の保全に資する共同活動の促進に関する施策

- 2 県は、障害者その他の社会生活上支援を必要とする者の就業機会の増大を通じ、地域の農業の振興を図るため、これらの者がその有する能力に応じて農業に関する活動を行うことができる環境整備に必要な施策の実施に努めるものとする。

- 3 県は、鳥獣による農業及び農村の生活環境に係る被害の防止のため、鳥獣の農地への侵入の防止、捕獲した鳥獣の食品等としての利用の促進その他の必要な施策の実施に努めるものとする。

第17条を削る。

第16条中「並びに」の次に「農業保険（農業保険法（昭和22年法律第185号）第2条第1項に規定する農業共済事業及び農業経営収入保険事業をいう。）への加入の促進及び」を加え、同条を第19条とする。

第15条第1号を次のように改める。

- (1) 国、独立行政法人等の試験研究機関、大学、民間等と連携した試験研究を行うことによる、家畜の改良増殖及び農作物の新品種の研究開発、環境への負荷の低減に資する農業技術及び気候の変動に適応した農業技術の開発の推進並びにそれらの成果の普及並びに試験研究体制の整備に関する施策

第15条第3号中「充実強化」の次に「その他の家畜の伝染性疾病及び植物に有害な動植物の発生の予防及びまん延の防止」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号中「地域農業」を

「地域の農業」に改め、同号を同条第 3 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (2) 情報通信技術その他の先端的な技術を活用した農畜産物の生産，加工又は流通の方式の導入の促進に関する施策

第 15 条を第 18 条とする。

第 14 条の見出し及び同条中「販売・流通」を「販売，流通」に改め，同条第 2 号中「本県産」を「県内産」に改め，「次号において同じ。」を削り，同条第 3 号中「気象条件」の次に「等の本県の特色」を加え，「及びかごしまブランドに準ずる銘柄産地の育成」を削り，同条中第 4 号を削り，第 5 号を第 4 号とし，同条第 6 号中「県内産農畜産物」を「県内産農畜産物等」に改め，同号を同条第 7 号とし，同号の前に次の 2 号を加える。

- (5) 県内産農畜産物及びその加工食品（以下「県内産農畜産物等」という。）のイメージアップ，付加価値の向上，販路拡大及び流通の効率化に関する施策
- (6) 県内産農畜産物等の輸出の促進に関する施策

第 14 条を第 17 条とし，同条の前に次の 3 条を加える。

（農業経営の支援を行う者の確保に関する施策）

第 14 条 県は，農業経営の支援を行う者を確保するため，次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 新たに就業しようとする者その他多様な人材の確保に関する施策
- (2) 農作業の受託，農作業を行う人材の派遣，農業経営に係る情報の分析及び助言その他の農業経営の支援を行う事業者の事業活動の促進に関する施策

（農地の有効利用及び確保に関する施策）

第 15 条 県は，農業生産に必要な農地の有効利用及び確保を図るため，次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 農業の担い手に対する農地の利用の集積及び集約化に関する施策
- (2) 農地の適正かつ効率的な利用の促進に関する施策
- (3) 農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保に関する施策
- (4) 荒廃農地の発生防止及び解消に関する施策

（農業生産の基盤の整備及び保全に関する施策）

第 16 条 県は，良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保するとともに，災害の防止又は軽減を図ることにより農業生産活動が継続的に行われるようにするため，地域の特性に応じて，環境との調和及び先端的な技術を活用した生産方式との適合に配慮しつつ，農業生産の基盤の整備及び保全に係る最新の技術的な知見を踏まえた事業の効率的な実施を旨として，農地の区画の拡大，水田の汎用化，農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備及び保全に必要な施策の実施に努めるものとする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。